

防災情報表示付き電柱広告に関する覚書

彦根市（以下「甲」という。）と関電サービス株式会社（以下「乙」という。）とは、彦根市内における防災情報表示付き電柱広告（以下「公共電柱広告」という。）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、彦根市内における公共電柱広告の掲出により、住民に対する平時からの防災意識を啓発するとともに、災害発生時の情報提供を行うなど公共の福祉に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号のとおりとする。

（1） 公共電柱広告

乙の実施している広告事業において電柱へ設置する看板（巻き付け）に民間企業などの広告と併せて防災情報を掲載するものをいう。

（2） 広告主

本覚書の趣旨に賛同する企業等をいう。

（3） 電柱

関西電力株式会社および西日本電信電話株式会社が所有する電柱をいう。

（甲の義務）

第3条 甲は、公共電柱広告の掲出のために必要な情報を乙に提供するものとする。

（乙の義務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この覚書の趣旨に適う広告主を募り、公共電柱広告の掲出に必要な一切の手続きを行うこととする。
- (2) 掲出された公共電柱広告の維持管理および住民からの申し出等に対して対応を行う。
- (3) 公共電柱広告の掲出状況につき、甲の求める場合に報告を行う。
- (4) 公共電柱広告の掲出については、法令などを遵守し公序良俗に反しないものとする。

(相互協力)

第5条 甲と乙は、情報共有し公共電柱広告の普及に相互協力することとする。

(経費等)

第6条 公共電柱広告の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙および広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

(細目)

第7条 この覚書を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第8条 この覚書実施に関し必要となる事項および協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。

(有効期限)

第9条 この覚書は、覚書締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって覚書終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本覚書書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成30年2月15日

甲 彦根市元町4番2号

彦根市長

大久保貴


乙 大阪府大阪市北区西天満5丁目14番10号

関電サービス株式会社

代表取締役社長

竹田芳弘
